

2019年7月31日

第三者割当による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

株主各位

新潟市西区小針4丁目9番1号
株式会社トップカルチャー
代表取締役 清水 秀雄

当社は、2019年7月31日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 2株
2. 処分価格 1株につき金500円
3. 払込期日 2019年8月15日(木)
4. 処分方法 第三者との総数引受契約による
5. 処分先 株式会社TSUTAYA